

平成16年度 第7回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成16年11月22日(月)9:00~11:00

2 . 場所 : 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策、各委員、福井秀夫、安念潤司、大橋豊彦、美原融、各専門委員

(政府) 村上大臣

(事務局) 林内閣審議官、河野規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 関係団体等ヒアリング

米国(在日米国大使館)

EU(駐日欧州委員会代表部)

経団連

(2) 年末の答申に向けた今後の進め方について

市場化テスト

官業の民営化

主要官製市場分野等における「重点検討事項」

規制改革・民間開放集中受付月間

(3) その他

5 . 議事概要

宮内議長 おはようございます。それでは定刻でございますので、第7回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。本日は、委員が11名、専門委員が4名の御出席をいただいております。

また、村上大臣が後ほどお見えになるということでございます。

それでは議事に入ります。前身の総合規制改革会議以来、関係団体等から幅広く規制改革に関して御意見をお伺いしてまいりました。本年も、米国、EU、経団連から要望が出されておりますので、本日はまずこれらの団体等からのお話をお伺いすることにしております。全体で1時間程度を予定しておりまして、米国、EU、経団連の順番で、それぞれにつきまして、申し訳ございませんが時間を限らせていただきまして、まず10分程度で御説明をいただきまして、続く5分程度を質疑、意見交換に充てるという形で、大変取り急いだ場でございますけれども、よろしく願い申し上げます。

まず在日米国大使館より、ズムワルト経済担当公使、オ・コナー経済部書記官にお越しいただいております。それでは早速でございますが、よろしくお願いたします。

ズムワルト米国大使館経済担当公使 ただいま御紹介あずかりました、アメリカ大使館のズムワルトです。今日は、お招きいただき、どうもありがとうございました。アメリカ政府は、非常に規制緩和について関心がありますので、こういう大切な場でいろいろ意見交換できることは、大変幸いに思います。

アメリカ政府は、日本の規制緩和について余りにも関心がありますので、10分で何を言えればいいか非常に迷いましたので、いろいろ資料をお持ちしました、少し説明します。1つ目は、私の今日のごあいさつをここに書いてありまして、10分ではとても話せませんので、後でどうぞこれをゆっくり見てください。

もう一つは、日本とアメリカ政府は規制緩和のイニシアティブというのがありまして、毎年アメリカ政府は日本政府に対して要望書を出しています。今年10月14日、ワシントンで通商代表部のシャイナー大使が、外務省の藤崎審議官にこういう要望書を出しまして、多分こちらの委員会も非常に関心があるのではないかと思います、それも持ってきました。

3つ目は、こういう規制緩和のイニシアティブとは別に投資イニシアティブというのがありまして、それはお互いに海外直接投資を増やすためのイニシアティブですけれども、私たちの経験としては、規制緩和をすれば、その分野に海外直接投資が結構増えるという、アメリカ側の意見もありますので、この投資イニシアティブの中でも規制緩和のことも書いていますので、こういう資料も持ってきました。もし時間があれば、あとでどうぞゆっくり見てください。

今日は、10分間と非常に話せる時間が限られていますので、主に3つの分野について話させていただきたいと思います。

1つ目は、透明性向上。

2つ目は、観光の分野。

3つ目は、医療サービスの分野。

この3つについて少し話したいと思いますが、もし後でほかの分野についての質問があったら、それも大歓迎だと思います。

まずは、透明性向上ですけれども、貴会議の今までの努力を非常に高く評価して、そしてそういうこともありまして、日本政府にいろいろ進展があったのではないかと思います。私たちが関心のあるところは、主には2つの分野ですけれども、1つはパブリック・コメント制度ですけれども、日本政府がそういうパブリック・コメント制度を導入して、今いろんな省庁が新しい法案を国会に提出する前に、パブリック・コメントの期間を設けて、利害関係者が意見を出せるようになっているのですけれども、今までの1、2年内の経験では、1つの問題点はパブリック・コメントの期間が余りにも短くて、本当に充実したコメントを出せる

のか難しいというところをアメリカの業界からいろいろと聞いています。だから、今年のアメリカ政府の提案の1つは、できれば60日間のコメントのピリオドを設けて、少なくとも30日ぐらいのピリオドを義務づけることでいいのではないかと思います。今までの経験ですと、1週間とか5日間、それぐらいの期間しかありませんので、まず非常に複雑な法律を英文に訳して、そして勉強して、コメントを書いて、また日本語に訳すのはほとんど時間がない。だから、そういう利害関係者の意見を本当に聞き取れば、もう少し長い期間を設けたらいいのではないかと思います。

このパブリック・コメントへの2つ目の提案は、今そういうパブリック・コメントの提案は、パブリック・コメント自体が行政手続法の中には入っていませんので、そんなに法制化していないので、強化するために行政手続法にそういうパブリック・コメントのことを入れたらいいのではないかと思います。

そして、3つ目の提案は、そのパブリック・コメントは手続のためにやっているのではなくて、利害関係者の意見を考えて法律にすることですから、実際にいただいたパブリック・コメントを利用するように、もう少し日本政府が努力する必要があるのではないかと思います。

総務省が毎年そういう調査をして、ほとんどのパブリック・コメントを利用してないという結果ですから、何で利用していないかいろいろと考える必要があると思いますけれども、すべてのパブリック・コメントを利用しるとは勿論言えませんが、もう少し真剣にそのいただいたコメントを考慮してから法律を国会に提出すればいいのではないかと思います。

1つの可能性としては、もう少しどういふパブリック・コメントをいただいたか、それを表に出して、そしてなぜ利用しなかったか説明すればいいのではないかと、そういう制度を立てる、インターネットでもそういうふう公表することができるのではないかと思います。

こういうことによって、更にパブリック・コメントの手続を改善することができるのではないかと思います。

そして、2つ目の関心は、ノーアクションレター制度ですけれども、その制度を導入して大変幸いに思います。こういうことによって、日本の法律をどういふふう解釈するかわからない場合は、民間企業が日本政府にそういうノーアクションレターを出して、そして政府の意見をどういふふう解釈していますよという意見をもらえること、それが大変いいと思いますけれども、もっとうまくこのノーアクションレター制度を利用する1つの方法は、もっと上手にインターネットを利用して、例えば、今いろんな日本の企業がインターネットのウェブサイトによくある質問というところがありますから、それと同じようにノーアクションレター制度を、せっかくいただいたノーアクションレターですから、もっと公表すれば、もっといろんな人がこういう制度があるということをよく理解するようになるのではないかと思います。

そういう透明性向上では、その2つのところで、もう少し進展を期待しています。

2つ目の分野は、観光ですけれども、小泉総理大臣が日本に入ってくる観光客を2010年までに倍増するという大胆な目標を出して、それは大変いいことだと思いますけれども、実際にその目標を達成するためには、いろいろな規制の緩和が必要なのではないかと思えます。

まず、例えば、アメリカから日本に来る観光客にいろいろ聞いたら、1つ非常に気になるのは、どうしても旅費のことですけれども、日本に来るのは結構高いことですから、ではどういふうに日本に来る費用を削減できるかと思うと。1つは、ほとんどの人は今、飛行機で日本に来ていますから、成田空港、関西空港の着陸料金の引き下げによって、その旅費を削ることができるのではないかと思います。IATA、国際航空運送協会という組織によりますと、世界で着陸料金の一番高い空港の2つが、成田と関西空港ですから、そして去年成田空港は230億円の利益でしたから、十分着陸料を引き下げる余裕はあるのではないかと思います。

もう一つ、その観光のところで、アメリカから日本に来る観光客に旅行はどうでしたかと聞いたら、1つよく聞くのは、日本ではまだまだクレジットカード、デビットカード、ATMカードの制度が普及してない。それにびっくりしたという意見がよくあります。かつてはみんな現金とか、旅行小切手とか、そういう制度でしたけれども、今の人はほとんどカードで何でも買える時代、そしてカードを使ってATMで現金を下ろせる時代だと思っていますから、例えば、ヨーロッパとか韓国に行くアメリカ人が、大体そういうカードを利用していますけれども、日本ではまだまだそういうカードの制度が普及していません。

まず、外国で発行したカードは、日本で使えない場合が非常に多いので、最近日本政府がカードを利用できるように、例えば、病院とか、そういうところでカードが利用できるように努力していますけれども、まだまだ努力する必要があるのではないかと思います。

そして、カードでもう一つの問題点は、ATMで日本円を下ろす機械がほとんどないということです。勿論、国内発行のカードはいろんなところにATMがありますけれども、外国のカードは取り扱わない機械がほとんどです。だから、そういうところで問題はソフトウェアの方で、日本のソフトとヨーロッパ、アメリカ、ほかの国のソフトとは違うらしいのですけれども、今はもう本当に観光客をもっと受け入れたければ、少し世界で通じるようなATMの機械が必要なのではないかと思えます。

こういう規制緩和によって、もっともっと観光客が楽しい日本旅行をして、いい経験ができるのではないかと思います。

そして、3つ目に今日話したいところは、医療分野のことですけれども、今まで貴会議が医療分野でいろいろ努力してきて、それは非常に高く評価したいと思います。私たちも医療分野について、非常に関心があります。実は、日米投資イニシアティブの方でいろいろ医療分野について日本政府と話し合いをしていますけれども、私たちの方では医療分野について4つの点を取り上げています。

1つ目は、営利目的の病院。

2つ目は、医療サービスの外部委託。

3つ目は、特区を利用すること。

最後は、混合診療。

その4つの点を取り上げています。

営利目的の病院のことですけれども、もし今、OECD諸国を調査すれば、日本、韓国以外には、すべての国々が営利目的の病院を許していることです。アメリカの方でも、営利目的病院が許されていますけれども、実際にはもう8%ぐらいですけれども、そういう選択肢はアメリカにもあります。なぜこれが大切かというのはいろいろありますけれども、1つは患者さん、お医者さんの選択肢を増やすことにもつながりますし、そして競争がもっと激しくなって、それによってすべての医療分野の生産性を引き上げる効果があるのではないかと思います。

そして最後に、もう一つは、資本の新しい財になっていきます。というのは、もし営利目的の病院が可能であれば、もしかしたら民間の企業がその分野に投資する可能性が出てきますから、もっと資本の資源が豊かになるのではないかと思います。

2つ目は、営利目的のサービスの提供者の話ですけれども、今、日本の病院では、そういう民間の企業に委託する分野が非常に限られています。例えば、洗濯とか食事、そういうところは勿論外に委託することができますけれども、医療そのものを委託できるところが、今のところは1つしかありません。それは血液検査のサービスですけれども、1990年来、厚生省がそういう検査を委託することを許しまして、それが非常に日本では成功しました。去年の厚生労働省の調査によりますと、日本の病院の95%がそういう血液検査を外に委託しています。なぜそんなに多くの病院が委託しているかというと、やはり民間会社の方が安い価格でそういうサービスを提供することができますから、しかし、それは成功しましたけれども、もっともっとそういう外に委託する分野がたくさんあるのではないかと思います。特に何回も繰り返すようなこと、そしてリスクの低いところで、特に検査とか、リハビリテーションサービスとか、作業療法とか、いろんなところでもって委託することができるのではないかと思います。

3つ目の医療のところは、特区ですけれども、今度厚生労働省が新しい法律をこしらえて、そして特区を可能にするのですけれども、私たちの目から見れば、それが非常に狭い、限られたところでしか特区は利用できません。もっと幅広くその特区制度を利用すれば、もっともっと医療にもそういう特区制度が使えるのではないかと思います。

そして、最後のところは混合診療のことですけれども、最近厚生労働省が少し混合診療の幅を広げるといふふうに言いましたけれども、まだまだそれが非常に狭い分野、実際に混合診療を利用できる分野も狭いし、そしてそういう混合診療を提供できる病院の数が非常に限られたものではないかと思います。だから、少しぐらいは進展がありましたけれども、もっともっと大胆な方法で混合診療を導入することができるのではないかと思います。

よく耳にするのは、混合診療を導入すれば、それが金持ちしか利用できないのではない

かによく聞くのですけれども、私は反対だと思います。混合診療制度がない限りは、お金持ちしかそういう先端の技術利用をできません。だから、もっと一般の人でもできるように混合診療制度を導入すればいいのではないかと思います。

今、医療の分野では、私たちは投資イニシアティブで、この4つのところを日本政府に取り上げているのですけれども、特に高齢化社会のことを考えますと、将来のことを考えますと、やはり日本もこういう改革を導入することによって、もっとコストを引き下げることができ、そして日本の高齢者にもっといいサービスが期待できるような社会をつくることができるのではないかと思います。

時間がもうあれですから、話はこの辺にしますけれども、今後皆さんの質問に非常に期待をしています。貴会議の皆さんの努力を、非常に高く評価して、この仕事は日本の将来のためだと思っていますので、是非頑張ってください。そして、今後私たちアメリカ大使館、またはアメリカ政府で何か手伝うことがありましたら、本当に皆さんの仕事を応援したいと思っていますので、いつでも御連絡ください。

どうもありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございました。時間を制限いたしましたして申し訳ございません。

それでは、ただいまのズムワルト公使のお話、いつも大変当会議をバックアップをしていただいておりますけれども、御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

原委員 原と申します。意見ではないのですけれども、一番最初にパブリック・コメント制度の話をしたのですが、これがもし総務省の方で、ほとんど作業が終わっていて、恐らく年明けの通常国会に行政手続法の中に入れるということで、上程されるということなので、内容もうほぼ固まってきていて、先ほどおっしゃった60日というのは無理なんですけれども、最低限30日以上ですとか、それから意見を反映するよというふうな辺りは入ってくるというふうに思っております、その辺りは勿論情報としては御存じですねということで、一番の問題は、実際に運用に入ったときに、本当に利害関係者の意見が反映されるかどうかというところが、一番問題としては、実際に法律は改正されたにしても残るかなというふうには思っております。

私が総務省のヒアリングをちょうど10日ぐらい前にいたしましたので、情報提供ということです。

大橋専門委員 私も質問というよりは、若干の注文で2つ申し上げたいと思っています。

1つは、今、公使がお話になったパブリック・コメントで、ちょっと私聞き違いかもしれませんが、そのパブリック・コメントで国民から出てきた意見、あるいはその意見に対する各省庁の処理状況について、何の情報提供もないという趣旨のことをおっしゃったのではないかと思います、それはそうではなくて、私はすべてのパブリック・コメントについて見たわけではございませんが、多くのパブリック・コメントについては、どういう意見が国民から出たか。あるいは、それについて各省がどういう措置を取ったかというのは、インターネットを通じて知らせているということ、是非知っていただきたいという

ことが1つと。

もう一つは、規制改革について、外国からいろいろ要望、要求が出るのは、誠にウェルカムなのですが、規制改革というのは、ある意味で相互主義みたいなところがあって、私ちょっと前ですが、もう大分忘れましたが、電気通信分野で長距離増分主義というものの要求が米国から激しく出たことがございます。そこで、長距離増分主義というのは、アメリカで本当にやっているのかどうかということ調べましたところ、必ずしもアメリカでそういう制度が取られているわけではないのにもかかわらず、日本に長距離増分主義をやれというような要求をしていたことを覚えております。

そういうことで、やはりある程度規制改革というのは相互主義みたいなところがございますので、そういうことも十分御配慮の上要求をしていただきたいと思いますと思っております。

ズムワルト経済担当公使 パブリック・コメントのことですけれども、今おっしゃったように、パブリック・コメントは非常に普及しつつあると思います。ある省庁が、非常に真剣にパブリック・コメントを受け取って、例えば、インターネットでどういうコメントがあったか知らせるところもありますけれども、実はそうしないところもありますから、もう少しみんながパブリック・コメント制度を利用すれば、例えば、3か月前に、省庁の名前は言いませんけれども、パブリック・コメントの制限が金曜日までありまして、そして月曜日にはもう法律を出しましたから、本当にその週末にみんなのコメントを真剣に勉強した上であれを出したかどうか、ちょっと疑問に思います。

八代総括主査 私は規制改革というのは何ら相互主義の原理に基づくものではないわけで、たとえアメリカが実行してなくても、日本で実行するということによって、日本の消費者の利益が高まれば、それはそれで結構だという面もあるのではないかと考えております。

それから、営利病院のことについて、今、公使から非常に貴重な情報をいただきました。我々は、厚生労働省から営利病院を認めているのは、世界で米国だけであって、他の国は一切認めてないというような説明を受けておりますので、是非その資料を後でいただければありがたいと思います。

それから、病院の企業への委託の範囲を拡大するというのは、1つの非常に具体的なやり方で、これは検討に値すると思います。

それから、混合診療のことについて、混合診療という言葉に対応する英語がないということ、是非ネイティブの方から言っていただければ有難い、つまりそういう概念自体が英語になく、したがって禁止するということが、ほかの国では少なくとも存在していないということ、これは以外に知られていないことですので、是非これをまた強調していただければ、我々を活用していただきたいと思いますと思っております。

ズムワルト経済担当公使 相互主義のことですけれども、これだけ分厚いアメリカの要望書を見ると、非常に一方的というふうに感じますけれども、実は日本政府の方からアメリカの方にこう書いてほしいという資料も、これぐらい分厚い、日本政府も負けないう

に出しましたので、今日は持って来ませんでした。それが外務省のウェブサイトを見れば80ページぐらい、アメリカ政府がこうすればいいという要望書もいただいておりますが、結構相互的にあれをしていると思います。

今、混合診療に英語がないという御意見がありましたけれども、確かにかつてはなかったのですけれども、今、政府の中で混合診療はもう英語になっていますから。

八代総括主査 それは日本語を英語に翻訳したということですね。

ズムワルト経済担当公使 そうです。

福井専門委員 公使のお話、すべて大変重要な御指摘だと、共感して受け止めました。私も、八代委員が申し上げたように、相互主義というのは、規制改革については該当しないと思っています。仮にアメリカが何らかの事情でまだ行うべき規制改革を行っていない領域があっても、それを日本に当てはめて御指摘していただいて、要望していただくということは、それ自体に非常に重要な意味があると思いますし、日本の消費者の利益が増進されるということは、米国民、日本国民双方にとっての利益ですので、アメリカでやらないことでも御指摘いただければと思います。

それから、パブリック・コメントについても、御指摘のようにやはり各省庁のパブリック・コメントは一応国民の意見を聞いたことにするというアリバイのために行われることが極めて多い。御指摘のように本当にそれを政策に反映させようという意図でもって行われることは、まだまだ少ないというのが実態ですので、御指摘は全く妥当だと思います。

あと2点、御質問なのです。アメリカでは8%の営利の株式会社の病院があるということでしたが、日本では株式会社が医療をやると、患者無視の医療がまかり通る、ないしは国民の生命や健康の危険をもたらすというような議論が、厚労省や医師会などからよくなされるのですが、アメリカで営利の医療会社が、ほかの非営利の医療の法人と比べて、何か特に問題をよけいにつくり出している、問題を発生させているという事実があるのかどうか、お伺いできればというのが1つです。

もう一つは、今のお話にはごさいませんでした。アメリカで教育バウチャーについてかなり先進的な実例があるとお聞きしております。現在の教育バウチャーについての導入動向ですとか、議論について、後ほどでも結構なのですが、是非御教示いただければと思います。

ズムワルト経済担当公使 その営利病院の話ですが、実は私はワシントンの方に住んでいたときに、営利病院の保険に加盟して、どうしてそちらを選択したかということ、非常に便利でしたから、そして質がいいという判断でそちらにしましたけれども、アメリカの場合はいろいろ選択肢がありますから、そうではなくてほかの病院の方がいいと思う人もありますから、すべてを営利化するという要求ではなくて、そういう選択肢を与えて、そして患者さんお医者さんが自分で決めるという制度がいいのではないかと思います。

もしだれも営利病院に入りたくなければ、営利病院がもうビジネスとしては生き残らないことになりますから、そんなに怖がるような問題ではないと思います。

福井専門委員 アメリカで、営利病院が患者に対して危険を及しているというような批判はございませんか。

ズムワルト経済担当公使 そう思っている人もいるかもしれませんが、そういう人はもう営利病院には入らない、その選択がありますから、それがやはり患者さんの自由。アメリカ政府の考え方は、患者さんの責任だと思えます。でも、そんなにしょっちゅう問題を起こすようなところは、勿論規制はアメリカでもありますから、例えば、危ないようなところだったら、それはもうとても生き残らないのではないかと思います。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。大変時間が短こうございますので、特にございませんでしたら、米国大使館からのヒアリングはこの辺りで終了させていただきます。

本日は、ズムワルト公使、オ・コナー書記官を始め、皆様方お忙しいところをおいでいただきまして、大変ありがとうございました。本日頂戴いたしました御意見、今後の我々の会議の検討に是非使わせていただきたいと思います。また、今後とも引き続き、私どもの活動に対しまして、御理解、御協力をお願い申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

ズムワルト経済担当公使 ありがとうございます。

宮内議長 大変お待たせいたしました。それでは、議事を続けさせていただきます。次に駐日欧州委員会代表部からお話を伺うにいたします。

本日はEU代表部から、デュポンテイユ商務部長、ネッカー等書記官、カリディー等書記官を始め、幹部の皆様においでをいただいております。よろしくお願い申し上げます。

本日は時間を制約いたしまして申し訳ございませんが、10分程度でお考えにつきまして御説明をいただきまして、残る時間で質疑、意見交換を行わせていただきたいと思います。

それでは、デュポンテイユ商務部長から、まず御説明をお願い申し上げます。

デュポンテイユ商務部長 (英文説明資料朗読)。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまのお話の翻訳は全部付けていただいておりますので、時間の制約もございまして省略させていただきますが、質疑、意見交換に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

原委員 原と申します。投資環境や金融サービスの分野について、それから競争政策について触れておられるので、一言と思えますけれども、投資環境と金融サービスの分野では、金融審議会の方で投資サービス法の検討が今、スタートしたところです。是非国際的な視野というの欠かせないように思っております。EUの指令についても、先日ちょっと金融審議会の方で勉強会を開いたところでありまして、情報交換、情報交流をお願いしたいと思っております。

金融分野は、郵政公社の問題はかなり大きく残っておりますけれども、都市サービス法、金融サービス法、それから今回いろいろと問題になりましたので、ディスクロージャーの

問題ですとか、ガバナンスの問題ですとか、全体的に取り組もうという気運になっておりますので、いろんな御意見いただきたいと思えます。

それから、競争政策が独占禁止法の改正が今国会も難しいということで、年明けの通常国会になりそうなのですけれども、是非独占禁止法の改正は、この会議でもテーマとして挙げていましたので、推進をしたいところであります。

一方で、官製談合という談合の問題、これもまた大きくクローズアップされているところがありまして、ここについても是非また御意見をいただけたらというふうに思っております。

以上です。

ディボンティユ商務部長 ありがとうございます。

黒川委員 私たちもPFIをうまく我が国の中に導入したいと思っております、EUの国々のいろいろな先例を習っていきたく思っているのですが、一番問題になっているのは、PFIというのは、通常民間企業が入りやすいところに入れるのは簡単なんですけれども、私たちが今、ねらっているのは、通常民間企業がなかなか入れないような、どちらかという日本に中でも農村地域で、民間企業が余り関心を持っていないような事業分野にも、民間事業者が入って行って仕事をできるような、そういうような事例がヨーロッパの国々の中にあるようでしたら、どういう手法を使われているのか、是非教えていただきたいと思えます。取り分け政府が、できるだけ少ない補助で事業ができるような、PFIの競争型のような政策を教えていただければありがたいと思っております。是非情報をいただきたいと思えます。

ディボンティユ商務部長 ありがとうございます。詳述は避けさせていただきますが、喜んでPFI、農業などに関する、さまざまなPFI導入の手法について、是非情報提供させていただきたいと思えます。御承知のように、EUは25か国で構成されておりますので、そのようなアプローチも多岐にわたってはおりますけれども、しかし、原則論、あるいはベストプラクティスということになりますと、やはりシェアさせていただける部分が多いと思えますので、喜んでそういう御希望に応じさせていただきたいと思えます。

農業を民営化していく、あるいは民間企業が入っていくという意味では、日欧で少し法的なバックグラウンドが異なっている部分がありますけれども、御参照いただけるような部分が多いのではないかとと思えます。

独禁法の改正でございますが、EUにとってこれは大変に関心のある点でございます、この言及ありがとうございます。私ども、競争を担当しております閣僚に当たります、モンティ委員が、最近日本の新聞にもそのような内容で投稿をさせていただいております、この日本の独禁法の改正を強く支持している旨、シグナルを出させていただいておりますので、今の委員のお話に私ども大変に意を強くしております。

その意味で大事なのは、やはりこの中で、自由な競争ができるような、平坦な土台をつくっていただくと、これは日本の郵政公社の民営化の在り方にも非常に重要な点として申

上げたいと思います。この郵政公社を民営化した後だけではなくて、そのプロセスにおいても、この競争が自由にできるような、平坦な環境を是非つくっていただくようお願い申し上げます。それによって、衡平な競争ができるとともに、新規参入が促進させるような、そういう環境を是非臨ませていただきたいと思います。

金融サービス全体につきまして、私ども規制改革対話と同時併行的に、今回日本の当局と高級事務レベル金融協議というのをさせていただきまして、私どもの域内市場総局のシャム総局長始め高官が日本に参りまして、いろいろな金融サービスに関しますステークホルダーの方々とお目にかかせていただきました。その中で国際関係基準、会計基準、そして共済などについてもお話をさせていただきました。今、申し上げました点に関しましては、より詳しい情報を提供させていただきたいと思います。

最後の点として、官製談合に関しましては、やはり隠れたところで価格設定、上下設定がされるのではなくて、非常に開放された形での予算をベースにした、そういう進め方によって多いにこの解決が促進されるのではないかという点、重要な点ですので、追加させていただきます。

宮内議長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。いつもEU代表部からは、貴重な御提言をいただいております。また、本日は時間の関係もございますのでペーパーも頂戴しております。これを貴重な資料として、我々の会議で今後使わせていただきたいと思います。当会議の活動に対しまして、いつも大変深い御理解をいただいておりますが、引き続き御協力のほどお願い申し上げます。本日は御多忙のところおいでいただきましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

ディボンテイク商務部長 ありがとうございます。

宮内議長 それでは、議事を続けさせていただきます。大変お待たせいたしました。本日の最後は経団連からお話を伺うことといたします。本日は、経団連から大久保行政改革委員会共同委員長、立花専務理事を始め幹部の皆様方においでいただいております。よろしくようお願い申し上げます。

本日は、時間を制限して申し訳ございませんが、10分程度でお考えを御説明いただきまして、残りの時間で質疑、意見交換を行わせていただきたいと思いますので、早速でございますが、よろしくようお願い申し上げます。

大久保行政改革委員会共同委員長 ただいま御紹介いただきました、行政改革推進委員会の共同委員長を務めております、大久保でございます。村上大臣におかれましては、御多忙のところ御臨席を賜りありがとうございます。また、宮内議長始め委員の皆様におかれましては、日ごろより規制改革・民間開放の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

本日は、今月の16日に日本経団連がとりまとめた、2004年度規制改革要望について御説明の機会を与えていただき、感謝申し上げます。私からは、お手元の横長の資料に沿っ

て、規制改革・民間開放に関する基本的な考え方を御説明申し上げます。

1 ページ目をごらんください。最近の日本経済は、民間企業の経営改善努力などが実を結び、景気はおおむね回復基調で推移しておりますが、先行きについては決して楽観が許されません。持続的な経済成長を達成していくためには、民間事業の一層の拡大が不可欠であり、従来以上に思い切った規制改革を実現して、民間事業者の創意工夫を引き出していく必要があります。

また、これまで官が独占していた公共サービス部門を民間に開放することにより、新規需要の創出が可能となりますので、積極的に民間開放を推進していく必要があると考えております。

さて、推進会議が8月に策定された「中間とりまとめ」は、「市場化テスト」の導入に向けた基本方針が示されるなど、密度の濃い内容と評価しております。規制改革・民間開放推進本部や経済財政諮問会議と密接に連携し、早期実現に向けてこれからお願い申し上げる点を含め、必要な措置を講じていただきたいと存じます。

まず「市場化テスト」ですが、我々はこれを単なる政府の事務・事業のアウトソーシングの手段にとどめてはならないと考えます。あくまで公共サービスの効率化を通じた行政改革の実現と、合理的なコストで質の高い公共サービスを提供するための手法と位置づける必要があります。

それにより「市場化テスト」は、小泉構造改革の柱である、官から民へを実現する重要な制度となり得るものです。

2 ページ目には、「市場化テスト」の制度設計に際し留意していただきたい事項を具体的にまとめてあります。

第1に、「市場化テスト」は官民競争入札という、我が国初の試みであり、真に実効性のある制度とするためには、関連する規制改革の実現や、法的根拠に基づく第三者機関の設置と権限の付与。パフォーマンスを重視した官民競争入札の実現。民間が落札した場合の公務員の処遇に関する検討などにつき、事前に整備しておく必要があります。それらを考慮しますと、来年じゅうには「市場化テスト」に関する特別法を制定する必要があると存じます。

第2に、「市場化テスト」の対象となるのは、現在のところ、国や独立行政法人、特殊法人の事務・事業に限定されていますが、地方公共団体による行政サービスにこそ民間開放のニーズが多くあると考えられますので、早期に地方公共団体の事務・事業を対象とすべきと考えます。

第3に、対象事務・事業リストの拡充が重要です。民間事業者から定期的に提案募集を行うことは当然必要ですが、民間事業者は必ずしも政府の事務・事業に精通しているわけではありません。まず、政府が行っている事務・事業の一覧を作成して、公表することが求められます。

併せて、各省庁に数値目標を課し、毎年一定割合の事務・事業をリストに掲載すること

を義務づけるなど、思い切った手法を採用してリストを拡充していく必要があります。

また、スピード感のある制度運営の実現や、相談・苦情処理窓口の設置を内閣府内に設置していくことも重要であると考えております。

次に3ページ目をごらんください。「中間とりまとめ」には、当面重点的に民間開放を進めるべき官業として、例えば、税の徴収、運転免許試験、防疫保健業務など、約八十の事務・事業が示されていますが、これらの中には「市場化テスト」の対象とするまでもなく、アウトソーシングが可能なものもあると考えられます。そうしたものについては、「市場化テスト」のスケジュールと関係なく積極的に民間開放を図っていくべきであると考えます。

また、主要官製市場分野における重点検討事項として、いわゆる混合診療の解禁。学校に関する、公設民営の解禁などが選定されております。いずれも重要なものばかりですが、特に混合診療の解禁は長年の懸案事項であるだけでなく、9月には小泉総理から年内に解禁の方向で結論を出すよう、指示が出されていることを踏まえ、是非とも特定治療費制度の拡充という形ではなく、患者のニーズをいかに実現するかといった観点に立って、真の混合診療解禁の早期実現に向けて、重点的に取り組みをいただきたいと存じます。

総論の最後では、規制改革に関する集中受付月間の実現率の向上と、広報の充実強化の2点を指摘しております。本年6月の集中受付月間には、487項目もの要望が寄せられましたが、最終的に実現したのは19項目にすぎませんでした。集中受付月間が制度化され、提出されたすべての要望について透明性の高い対応がなされていること自体は画期的であり、高く評価しております。今後は、より多くの要望の実現をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。続いて、個別要望の概要については、立花専務理事より説明願います。

立花専務理事 それでは、引き続きこの資料を使いまして、4ページでございますが、この要望の2つ目の話、各論の個別要望につきまして御説明申し上げます。実は経団連は、1990年以降、毎年産業界の立場から、具体の規制改革要望をとりまとめまして、その実現を要望してまいったところでありますが、今年度につきましても、今年の5月から6月にかけて、私どもの全会員1,400余りを対象に、ビジネスの現場からの実際に事実のある具体的な要望事例を調査いたしましたわけでございます。

その結果、個別の要望事例につきましては、私どもの中でいろいろふるいにかけて、最終的にここにお持ちした要望事例としましては、15の分野で合計270の項目でございます。そのうち新規は150でございます。時間の関係で、詳細は別添の分厚い要望本体を後ほどごらんいただければと存じます。

5ページでございますが、新規要望の例ということで、この規制とビジネスの実態とが環境変化によって乖離している、比較的わかりやすい事例を幾つかピックアップした次第でございます。この資料を使いまして、主なものを御紹介申し上げますと、例えば、7ページでございます。女性の坑内労働の禁止規定ということがございます。かつて炭鉱とい

う地下に潜って肉体労働をするということは、いろいろハンディがございますので、労働基準法では坑内で女性を作業させてはならないとされているわけですが、これが、例えば、建設中のトンネルが坑に当たるため、建設業に従事する女性は現在もトンネルに入れないということございまして、女性のできる仕事ということで、坑内工事の監督、あるいは管理業務、あるいは施行管理に係る業務等々いろいろございますので、是非この労働基準法の見直しということと、私どもとして要望させていただく次第でございます。

8 ページでございますが、確定給付、401 Kの方ではなくて、確定給付企業年金における加入者範囲の見直しということでございます。企業サイドでも、こういった企業年金の充実を図りつつあるわけでございますが、現在のところは厚生年金の適用事業所単位の実施となっておりますので、企業から関係会社に出向させる場合、一旦脱退することとなっておりますので、制度上の運営を何とか改善していただけないだろうかという点でございます。

それから、11 ページでございます。輸入完成LPガス自動車に関する相互承認制度を導入していただきたいということでございまして、規制の現状、それから必要な規制改革による効果ということで、3つ指摘しておりますが、海外の自動車メーカーで生産されますLPガス自動車につきましては、日本に輸入する時点で、燃料容器等を取り外して検査を受けなければならないということになっておりまして、その外して検査を受けることになりますと、製造国で完成された自動車でなくなることから、つまり改造車扱いになるものですから、自動車の型式認定を取得することができないということである輸入に当たってネックになっております。

勿論、私ども野放図に認めるということではなくて、国連の欧州経済委員会の自動車基準に合致したものについては、輸入時の検査を廃止または省略する必要があるのではないかとございまして。

それから、時間の関係で15 ページでございます。これは、大量車両登録変更のための特例措置を是非入れていただきたいということでございまして、現在では、リースによる車両台数が非常に増えておりまして、15 ページの下のところ、2003年で267万台ということになっておりますが、この車両の所有者が社名の変更、住所変更、あるいは他の企業に譲渡した場合、15日以内に変更登録・移転登録が義務づけられるわけですが、その場合には車検証の原本の提出が義務づけられているということで、一方車両を運行する場合には、車内にその原本を保管することが義務づけられているということで、この車検証を提出している期間は車両を運行できないということがございます。

17 ページでございます。外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受け入れの問題でございます。こういった分野につきましても、政府としてもできるだけ積極的に受け入れようということになっているわけですが、私どもが調べた事例では、例えば、日本の企業と、我が国に事業所を持たない外国企業との間では、例えば、共同研究開発の契約を締結した場合に、契約の履行に当たりまして、当該外国企業の社員を一定期間日本

に受け入れる必要があるわけですが、現在これに対応する在留資格がございません。そう
いうことで、こういった専門的・技術的分野の外国人を円滑に受け入れられるよう、在留
資格を整備していただけないかということでございます。

最後に 18 ページでございますが、これは、自治体の場合、官製市場の民間開放とも絡む
わけですが、指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣を認めてもらいた
いということでございます。現状では、一般職の地方公務員の派遣は、公益法人あるいは
自治体が出資した第三者セクターなどに限定されておりまして、またこの現状で営利法人
に派遣される場合には、形式的には一旦公務員を退職することが求められているというこ
とでございます。せっかくこの指定管理者制度が入ったわけですけれども、この指定管理
者の指定を受けた営利法人につきましても、この地方公務員の派遣を認めるべきではある
まいかということでございます。

時間の関係でちょっとはしょった説明で御理解しにくい点があったかもしれませんが、
以上がポイントでございます。よろしくお願い申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの経団連のお話に対しまして、
質問あるいは意見交換をさせていただきたいと思えます。

八代総括主査 いただきました資料の 2 ページ目の「市場化テスト」の制度設計に関す
る点でございますが、地方公共団体の事務・事業の早期対象化ということが入れられてい
るわけなのですが、国の機関と違って地方自治体に対して当会議が直接こうすべきである
ということを行うことは非常に難しいので、今の我々の考え方というのは、地方自治体が
自ら「市場化テスト」をやるうとするときに、妨げとなっている規制を国に対して解消す
ることを求めるという考え方でございます。

それから、最後に立花専務理事の方からおっしゃった、まさに指定管理者の指定を受け
た営利法人への地方公務員の派遣解禁みたいなものも、まさにそういうことをやりやすく
するための制度設計であるわけで、言わば支援というような考え方では不十分というふう
に考えておられるかどうかというのを、確認したいと思えます。

立花専務理事 おっしゃった趣旨は、よく私どもも理解できるところでございまして、
従来はこの規制改革会議、あるいはその前身の組織に地方自治体の規制につきまして改善
要望を出しますと、基本的にはこの地方の規制はなかなか注文を付けるのは難しいという
ことで、せいぜい中央省庁から自治体に対してガイドラインを出すということとなってい
るわけですが、私も、例えば、この一番最後の個別具体例で紹介しました指定管理者の活
用につきましても、そういうことにならないように何とか突破口を開いていただけないだ
ろうかということでございます。

それから、この事務・事業の拡充の方は、私どもは専ら当面は対象事務・事業リストの
こちらの方は国の仕事を中心にお願いできればと思っております。その次の 2 番目のステ
ップとして、地方の方の仕事も対象になってくるのだろうと思っております。

安居委員 17 ページの外国人の受け入れに関する事項なんですけど、私どもも今いろいろ

話をしているんですけれども、日本の今の法律というのは、あくまでもこちらの日本にある企業だとか、ある事務所だとかいうところで雇用関係をつくる、つくらないというのが、法律のベースになってしまっていて、それを換えようというのは基本的に法律そのものを変えると。これは相当時間がかかるという状況になっています。

一応、今の法律上のベースで言うと、日本にある事業所なり企業と雇用契約的なものを結べば問題がないというところまでは話が進んできているのですが、その辺、立花専務理事はどういうお考えでしょうか。

立花専務理事 このケースにつきましては、実は本文の分厚い方の目次の6ページのところ、13番目の分野としまして「国際経済連携・通商分野」ということで、私ども基本的な考え方、それから個別の具体の事実のある個別の要望をお出ししておりますが、やはり昨今こういった海外投資、あるいは経営の国際的な展開ということで、非常に要望事例が増えてきております。私どもこれは企業の立場で競争力、あるいは構造改革を進める上で、非常に待たなしの改革だろうと思っていますので、1つの考え方は、例えば、有料事業所の認定制度をうまく活用できるような仕掛けが考えられないかとか、いろいろ私どもも抜本改革までに時間がかかるとすれば、こういった幾つか優良事業所の認定制度を入れるようなことを通じて、できるだけ速やかにこういったことが実態的に可能になればと考えている次第でございます。

安居委員 今おっしゃったのは、ビザの問題だと思うのですが、ビザの問題については、そういう方向でいろいろ今、いかに緩和するかというディスカッションをしております。ただ、17ページのその話は、やはり経団連の方としても、そういう契約を結べば、受入先というのは必ず日本にあるわけですから、契約を結べば何とかなるというのが、一応今の話、そこまではいっていますので、是非まずファーストステップ、それでもっと話が進むようにお願いできればと思います。

立花専務理事 ありがとうございます。

草刈総括主査 1つお願いがあるんですけれども、「市場化テスト」の件でいろいろコメントいただいて、90%そのとおりだと思うんですが、今、今年はいわゆるモデル事業というのをやっていこうということなのだと思いますけれども、その次のステップというのはもうちょっと本格的な、いわゆる根こそぎという感じの「市場化テスト」の段階に入っていくと。そのときに、やはり経済団体全部と言ってもいいと思いますが、取り分け経団連については、メンバーの方に立ち上がってもらいたいという部分があるだろうと思うのです。いわゆるそちらの指導というか。つまり、これを私がやりたいとか、そういうところが出てくるのは、多分必至だろうと。つまり、割と経済的にもしっかりした基盤があってスケールもでかいというところでない、対応できないようなステージに入っていくことになると思うので、来年の話になると思いますが、その辺のところを一つ頭に置いておいていただいて、もうちょっと深入りをさせていただくような形を、よろしくお願ひしたいと思います。

立花専務理事 その点につきましては、できるだけ御協力、お手伝いと言いますか、あ

るいは私たち自身の問題として取り組む必要があると思っております、せんだってこの規制改革会議の八代先生と事務局にお越しいただいて、経団連の全会員企業にこの「市場化テスト」、官製市場の民間開放について説明会を開かせていただきまして、八代先生の御説明の後、フロアの参加した経団連の会員企業の方からも熱心な御質問があったということで、非常に関心が高いというふうに思っております。

大久保行政改革委員会共同委員長 ちょっと一言だけ追加します。今の草刈委員のお話で、これはもう本当に経団連というか、経済界としては、もう是非この「市場化テスト」というのは、非常に重要なパンチ力のある手段だと思っておりますので、是非これについては最大限の協力、努力をしたいと思います。

それから、先ほど八代委員からお話ありましたように、それを進めていきますと、どうしてもやはり地方公共団体問題に、正直言いますとやや踏み込まざるを得ないという面が、やはり次の課題になってくると。今の三位一体改革の問題を考えましても、その辺りが次の課題になって、どうするかという提案はできませんけれども、是非その辺りもよろしく御審議願いたいというふうにお願ひ申し上げます。

志太委員 私、集中受付月間の担当をしておりますので、質問させていただきたいのですが、ケースでも167の団体とか、要望素案927、これを150とか170に絞っていただいている。大変な作業をしていただいて、本来私どもの事務局がやることをやっていたているわけですが、非常にすばらしいと思うのですが、私どももっと広げるために、ほかの経済団体にもこういうものを広げていきたいという気持ちが実はあるのですが、そういう内容についてどういう形でこれを絞っていくのかとか、どういう方々がこういうことを担当されているのかということ、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

立花専務理事 事務局の立場から御説明申し上げます。まず、対象範囲の拡大につきましては、私ども大手町の道路一本隔てて、農協のビルがあるわけですが、私どもこのFTA絡みで奥田会長からも農業団体とどうやってタイアップしてこの問題に取り組んでいくのか、彼らの要望もよく耳を傾ける必要があるぞということが、奥田会長からの指示でありましたので、私も農業団体の事務局の責任者の方にもお会いして、是非産業界ではわからないので、やはり農業の現場から高コストになっている規制改革、あるいは実際の農作業、営農に取り組んでいる現場の方々の、この規制がもう少しこういうふうに変れば、農業の仕事がやりやすくなるというような事例を是非、むしろ農業団体こそアクティブに集めるべきではないかと。私ども、幾らでもその辺についてやり方等応援しますよということを申し上げておまして、だんだん彼らもそうかなということで、そんな気持ちになってきているということで、できるだけ対象をいろんな分野に広げていきたいと思っております。

それから、どうやって900以上の要望を絞り込んでいくのかということですが、私どもの経団連の中に、いろいろ政策問題を扱い課題ごとの委員会、あるいは部会がございますので、この寄せられた要望項目をグループに分けまして、それでそれぞれ各分野に、

一つ私どものよりどころは基本的にはユーザー、利用者の立場から見てこの規制が妥当なのかどうかと、あるいは経済効果とか、そういった点をディスカッションしながら絞り込んでいくということでございます。以上でございます。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、大変貴重な御意見を頂戴いたしまして、また経団連にはいつも我々の会議の活動につきまして、御理解、御協力をいただいております。本日のプレゼンテーションも、私どもの会議として、今後の参考にさせていただきたいと思っております。引き続きよろしく御協力のほどお願い申し上げたいと思っております。本日は御多忙のところをおいでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、時間の関係もございまして、本日の会議は以上をもちまして終わらせていただきたいと思います。お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

宮内議長 それでは、随分遅れて申し訳ございません。次に、年末の答申に向けた今後の進め方ということで、内部の議題に入らせていただきます。村上大臣においでいただいておりますので、議事に入ります前に一言ごあいさつを頂戴できればと思いますが、よろしく願い申し上げます。

村上大臣 おはようございます。規制改革・民間開放推進会議の委員の先生方には、精力的な御審議、関係省庁との調整をいただき、本当にありがとうございます。

推進会議の今年度の重点課題につきましては、年末の答申に向け、いよいよ大詰めの時期に差しかかってきたものと認識しております。私も担当大臣として、委員の皆様方と密に連携し合っ、閣僚折衝等を通じ、規制改革・民間開放の具体的成果を挙げられるよう最大限の努力をしていきたいと考えております。

特に、先日宮内議長と、経済財政諮問会議に参加させていただきました。正直言って、いろいろな私の担当する会議に出させていただいて感じるのは、役所も、残念ながら関係団体も、自己改革する力がなくなってきたなということであります。最初申し上げた経済財政諮問会議での議論を聞いておりました、客観的に見て宮内議長の論理構成の方がはるかに上回っておりまして、残念ながら厚生労働省側の論理は完全に宮内議長の質問に答えておりませんでした。論理構成の面からも、完全に満足いくようなものではなかったように感じます。

特に私は、あの議論で感じましたのは、そういうしがらみの権力構造で、だれもが意見が言えない状態に今なっているのではないかと。会員の個々の意見を問えば、解禁に肯定的な意見が以外に多いのは事実だと思うのです。

もう一つ、本当に混合診療を解禁して、患者の経済力によって不平等が生じるのだろうか。それも、残念ながら厚生労働省側は答えになっていませんでした。

それから、本当にこれをやれば、厚生労働省側は国民皆保険の制度の崩壊につながると言っていますが、私は論理の飛躍であると感じています。

そういうことで、こういう本当に国民のために社会保険はいかにあるべきかということ、私は先生方のお力を借りて、本当に国民とともに真剣に考えていきたいと考えています。

もう一つ、私が、これは特区の方でしたけれども、非常に行政、規制改革の先進的なある市長さんのお話を聞いたのですが、やはりその市長さんは行政や規制改革に積極的な人を引っ張って行ってあげなければいけないというふうに言っていました。

それから、その市長さんは毎年ゼロ査定をやっているのですが、予算というのは癖であると。最初1、2年は大変だったけれども、4年、5年とゼロ査定をやっていれば、そういうふうに関所もみんな慣れてきたというふうに言っていました。特に私が今、一番心配しておりますのは、私はこれほど前までは感じなかったのですが、皆さん方とお仕事をして、残念ながら中央官庁含め役所は、やはり自分の縄張りの、既得権益的なものについて、自らの手で改革する意欲と力がなくなってしまったというふうに感じています。そういう

面で、先ほど言った関係団体が本来の自己改革をする力がなくなった今、皆様方になお一層の御尽力と、引き続き御協力をお願いする次第でございます。

簡単ではございますが、そういうことをごあいさつとさせていただきます。本日も本当によろしく願いいたします。

宮内議長 ありがとうございます。当会議に大変な励ましのお言葉をいただきました。それでは議事に戻ります。前回の会議から、約一か月以上経過しましたが、この間、委員、専門委員の皆様様の御尽力の結果として、

1つ目は、混合診療の解禁、中医協の在り方、株式会社・NPO立の学校への私学助成の適用、パウチャー制度の導入など、いわゆる重点検討項目につきまして、公開討論を実施してまいりました。

2つ目は、「市場化テスト」の対象事業に対する民間提案募集を受け付けて、100件以上の御提案をいただき、提案のあった事業については、各省との調整を行っている。このようなことで、年末の答申に向けました取り組みが着々と進んでいるというのが現状でございます。

本日は、これらの取り組みを踏まえつつ、より具体的な年末の答申のイメージを我々委員、専門委員の間で共有したいと考えております。

具体的には、1. 答申に盛り込む範囲をどこまでとするのか。それ以外の検討事項は今後どのように進めるのか。2. 答申に盛り込む各項目について、その記述方針や方向性をどうするのか。3. 答申の各項目のうち、記述方針や方向性から見て、どれを閣僚レベルの折衝までお願いしたい事項として、特にどれを重点的に扱うべきか。これにつきまして、皆様方とのコンセンサスを得たいというのが目的でございます。

本日も、この年末の答申に向けた作戦会議という位置づけとしますので、御理解をいただきまして、この議事録につきましては、当分の間非公表とすることが必要かと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

それではまず答申に盛り込む範囲と、それ以外の検討事項の進め方についてでございますが、時間も限られておりますので、たたき台ということで私から資料に基づきまして考え方を御説明させていただきます。

資料は2点ございますが、1つは前回の会議でお示しいたしました、年末の答申に向けた進め方及び基本方針、これを変更したものでございます。

もう一つは、資料5でございます。9月の会議で改定いたしました、運営方針案を更に改定したものでございます。私から御説明をさせていただきます。

まず運営方針改定案でございます。当会議の年末答申に向けた取り組み方針につきましては、4月に運営方針を策定いたしました。9月にその改定を行っております。そこに記載されておりますとおり、これまでは重点検討分野を官製市場の民間開放に絞り、会議を挙げて集中的に取り組んできました。

一方、個別分野につきましてもフォローアップと新たな課題の抽出を行い、積極的に検

討を進めるとしてあり、委員の皆様方にワーキンググループを立ち上げていただきまして、その開催などに御尽力をいただいております。いわゆる両面作戦ということでございます。委員の皆様方におかれましては、この御多忙の中で、極めて幅広い課題に取り組んでいただき、誠に申し訳なく思うとともに感謝申し上げますが、年末の答申まで残り1か月となりまして、これらすべての事項について意義のある成果が得られるかどうか、私自身懸念を持っております。

そこで、限られた時間を有効に使い成果を目指すために、年末の答申につきましては、重点検討科目でございます官製市場の民間開放に絞り込み、個別分野の検討事項につきましては、来年3月の政府の規制改革・民間開放推進3か年計画改定までに再度追加答申するという形で、2段階という形にしてみるのはいかがでしょうかということでございます。

そこで配布資料5でございますが、この改定部分につきましては4ページをごらんいただきたいと思っております。いわゆる12月の答申におきましては、11～12月と書かれておりますところが変更点でございます。関係府省庁等とのハイレベル折衝・調整・推進本部における討議ということで、閣僚と会議メンバーとの折衝、総理による裁定というようなものを含めまして、12月には官製市場民間開放委員会で検討いたしました、いわゆる重点項目につきましてはのみ政府に最大限これを尊重していただくという形で答申をつくらせていただく。

そして、本年度は3月まででございますので、一応2月ごろを目途にその他の分野、その他の分野につきましては、かなりワーキンググループごとに進捗状況が違ってございまして、中にはもう年末に答申を書けるところまで進んでおられるところと、あとはそこまで手が回らないというワーキンググループ、いろいろございます。それを2月中にできるだけ高いレベルのものを追加いたしまして、これを追加答申という形で出ささせていただくというふうな考え方ではいかがだろうかということで、2段ロケットみたいでございまして。これまでのやり方とは少し違うわけでございますけれども、1つは当会議が初年度であること。初年度というのは、新しい方もおられます関係上、いつも少し遅れるということでございますので、遅れることによるマイナスをカバーするために、遅れた分だけ時間を延ばそうという考え方。

それから年末に向けましては、この重点事項というのが、政治問題と言いますか非常に高いレベルでの問題となっておりますので、我々としてはそこへとりあえず最大限の力を、ちょうど10月、11月と続けてまいりましたので、この勢いで12月までやった方がいいのではないかとということで、休みなしになりますけれども、こういう少し延ばした案をつくらせていただきました。

以上の案につきまして、皆様方の御意見を頂戴できればと思っております。

草刈総括主査 基本的には、私、全く賛成なんですけれども、ちょっと教育問題のところ、やや緊急性を要するようなマターが出てきてございまして、これは中間とりまとめ以降の話なんですけれども、あとでとりまとめのところ、申し上げますけれども、やはり年内にア

クッションを取っておかなければまずいとか、あるいは年内の答申のところに、会議としてそれなりの書き込みをしておくべきではないかと。そういう認識があるものが、例外的にありますので、もしできればそれをお願いしたいと思います。あとで御説明申し上げます。

基本的には、全く賛成です。

宮内議長 これは大筋の話を申し上げておりますので、今の草刈さんのようなテーマは是非、時間が遅れるといけませんので12月に入れる方がプラスだと思います。

鈴木議長代理 必要があるなら私もそれでいいと思うのですけれども、ただ、同じ足並みというところは、これは非常に重要だし、その足並みがそろうということによって、最後の決定の日に決まるというのが現実なのです。そういう点から考えたら、それは重点事項の中に急遽入れたという形をお取りなされた方が筋が通ると思います。いろいろなふぞろいのあるものであっても、そのふぞろい一番後ろのものも、何月何日まで個別ワーキンググループは結論を出すのだということをはっきりさせておいて、そのことによって遅れておるものも、最後の前日までに追いついてくるという効果がありますけれども、そこは筋をきちっとしておいた方がいいと思います。

宮内議長 今、鈴木代理、草刈さんからお話ございましたような考え方を含めまして、2段階というようなことで進めるということによろしゅうございましょうか。

それでは、そのように図らせていただきたいと思います。

それから個別分野の検討事項でございます。これは大部分が来年に入るわけで、年末にどうしても入れるべきというものは、重点事項として入れるということでございますが、大部分は来年に入るといたしますと、少し時間ができたということでございますので、御担当の委員の皆様方は、更に検討深めていただきまして、当会議が取り組まなければ進まなかったというような、意義のある成果を是非上げていただきたいと思います。12月までできなかったというものを、延ばすことによって進めていただくと。いわゆる施策の追認とか、検討で合意するというようなものばかりが羅列されるということになりますと意味がないということで、引き続きこのところにつきましては、12月では取れなかったものを取るのだということをお願いしたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

次に、年末の答申に向けた進め方及び基本的な、この資料4でございます。年末答申に向けましては、短い時間しか残っておりませんが、今後閣僚折衝なども視野に入れながら、答申の案文の各省との協議を本格化していくということになります。

そこで、改めまして、現時点における当会議のスタンスを明確化しておくため、前回の会議に私から提出いたしました年末の答申に向けた進め方及び基本方針を、その後の進捗状況を踏まえまして改定させていただきましたのが、お手元の資料でございます。

内容の詳細につきましては、既に事前に皆様にご覧いただいております。その後、御担当委員からの御説明も頂戴したいと思いますので、私からは説明をいたしません、この中で主な点につきまして、御説明をいただくことが必要かと思っております。

「市場化テスト」「官業民営化」「主要官製市場」の分野におけます重点検討事項につ

いて、その記述方針、方向性につきまして、御担当の委員から御説明をいただくということで議論を進めさせていただければと思います。

「市場化テスト」から始めさせていただきたいと思います。八代主査からお願いいたします。

八代総括主査 時間が限られておりますので、簡単に御説明いたしたいと思います。資料6-1、2、3で「市場化テスト」のものがございますが、最初資料6-1にありますように、11月17日までの間に、75の提案主体から119の提案が寄せられたということで、これはかなり大きな反響を呼んだと思っております。それぞれ具体的な提案がございますので、これをある程度集約した形で、各省と既に折衝を始めております。

資料6-2の「市場化テスト」に関するガイドラインというのは、横断的ワーキンググループで承認していただきました。全体の考え方ということで、こういうことに沿って今後「市場化テスト」を進めていくという総論を書いたものでございます。

最後の資料6-3は、今後のスケジュールということでございますが、答申のイメージといたしましては、このガイドラインを中心にいたします「市場化テスト」は何かという総論と、来年度実施いたします「市場化テスト」のモデル事業について、こういうことをこのようにやっていくということ、できる限り明確に書いたものを、それぞれの分野についてつけていきたいというふうに考えております。

宮内議長 それでは、何か御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

よろしゅうございましょうか。それでは「市場化テスト」関連につきましては、1つ、モデル事業として民間提案がなされました業務について、ハローワーク、社会保険を中心として、各府省との調整を進めまして、できるだけ答申に盛り込むことを目指す。ガイドラインは、基本的に横断的手法ワーキンググループで合意されたものについて答申に盛り込むといった、ただいまの八代総括主査のお話に沿った形とさせていただきたいと思いません。続きまして「官業民営化」及び「主要官製市場」分野等における重点検討事項に関して、各担当委員から御説明をいただきます。併せまして、これまでの各担当委員の説明を踏まえまして、私から閣僚折衝事項として、特に重点的に取り組むべきと考えられる分野について、御説明を後ほどさせていただきます。そして、意見交換を行いたいと思います。

官業の民営化につきましては、まず鈴木主査から御説明をお願い申し上げます。

鈴木議長代理 それでは、お手元の資料7でございます。個別官業の民間開放、これは「市場化テスト」をやるに当たっても、国の事務・事業というのが、官民でテストをかけるのに適するのかわけというのは問題があるわけですし、したがって、まず個別官業の中で、とにかく官でやる必要がない、民間開放ができるというものをまず設定しないと、「市場化テスト」の舞台も出ないという意味合いがある。と同時に「市場化テスト」というものでまずやってみてという関係があるというのは、先般も申し上げたとおりです。

812項目の事務・事業について対象としておりますが、本年度はこのうち80項目を抽出いたしまして、1次ヒアリング、2次ヒアリングを行ってまいりました。2次ヒアリング

の結果、現時点においては、41項目を対象として答申に向けて今後の作業をやっていこうと考えております。

先般、この案を提示いたしましたところ、41すべてから再度ヒアリングの要望がまいておりますから、今週、来週の始めというのは、ほとんどこの作業に取りかかることになろうかと思っております。

考え方としては、お手元のものに若干サンプルを付けてありますけれども、別紙のところでは4つのジャンルに区分けいたしまして、それぞれのジャンルごとにどういう意味でこの官業というものを民間開放するのか。その民間開放とは何だということについては、もう先般から言っておりますが、望ましくは民営化・譲渡だと、それができない場合には業務委託だと。その場合においても、包括的なものが望ましいと、できない場合には個別的だという考え方を基本とした構成になり、そしてそれぞれの、例えば、給付業務、徴収業務についてそういうことを述べた後で、ここに例がありますが、社会保険関連業務というもの、あるいはハローワーク関連業務というものについて、簡潔になぜという理由と、そしてどこへ何をしてくれという問題。例えば、社会保険関連業務においては、このようなものを実現するために、すべての事務・事業について民間開放、包括的な委託をすべきという構成をとって、まとめ上げていこうと考えております。以上です。

宮内議長 御意見、御質問ございますでしょうか。

八代総括主査 これはもう言うまでもないことですが、既にこの官業民営化及び「市場化テスト」に対しては、各界からいろいろ非公式の形でコメントが来ておりますので、それに対して是非ここでも、この官業民営化をやることは、むしろ行政サービスの質を最低限維持、できれば向上するということが最大の目的なのだとすることを、あらゆるところでやはり強調していただきたいと思えます。

相手側は、その質を下げても、とにかくコストを下げるということがこういうことをする目的なのだと形ですべて訴えてきておりますので、誤解を避ける意味でもこの質の維持ということを強調していただきたいということでございます。当たり前のことでございますが。

宮内議長 よろしゅうございませうか。それでは、その他の重点検討事項の基本的な調整方針について、ご担当委員から御説明をいただきますが、その前に混合診療の解禁につきまして、私から御報告させていただきます。

先週15日の経済財政諮問会議に、村上大臣と私が出席させていただきました。進捗状況の中間的な報告をしてまいりました。その模様について御報告させていただきます。

民間議員からは、患者の選択肢を広げるために、混合診療は解禁すべきだという、我々の主張と同様の意見がございました。総理も混合診療の解禁が金持ち優遇になる、あるいは過剰診療が懸念されるとの説明には納得されず、むしろ一定の基準を満たした病院というものを、しっかりしたものにすればいいと前向きな御発言がございました。

最後に竹中大臣から、「引き続き検討いただき、再度諮問会議で議論する機会を設けたい」とのとりまとめがございました。

詳細につきましてはお手元に議事要旨をお配りしておりますので、御参照いただければと思います。一番下に載っております横長の資料が、私が持ち込みました資料でございます。それから、非常に詳細な議事録がございまして、読みものとしましても非常に面白いと思いますのでお読みいただければと思っております。

なお、混合診療以外の特に重点的な事項につきましても、追って諮問会議で御報告するというふうになるものと考えております。以上でございます。

それでは、混合診療以外の主要官製市場改革ワーキンググループにつきましても、まず草刈主査から御説明をお願いいたします。

草刈総括主査 今の混合診療についてですけれども、こちらの今後の予定というか、やり方ですが、こちらからの話は大体出尽くしましたので、あと向こうがどういうことを言ってくるか。当然何か言ってくるわけでしょうから。それと、向こう側の動き、あるいは村上大臣にまたいろいろ御尽力をいただくような場面が出てくると思っていますので、その辺は十分にウォッチしながら対応していくということが基本だと思っております。

もう一つは、先ほどちょっとお話ありました、我々はカテゴリーAということで、一定水準の医療機関、高度診療のことを言っているわけですが、向こうから何か、あなた方からまず言いなさいという態度で今まで来ているわけですが、この辺についてそろそろ我々の中でどういうふうな考え方が一番いいのかというようなこと、その辺は病院の院長先生の話なども聞いておりますので、その辺を踏まえて、ちょっとたたき台をつくった方がいいかな。

それから、もう一つ、その医療機関を、今年とはもかく、選定していく場合だれが選定するのだということについての議論も少し深めるべきだと思っております、中医協というのはもうやめてくださいということは当然のことですが、その具体的にどういうところにやってもらうのかというようなアイデアも少し練っておく必要があるということで、事務局と専門委員で至急たたき台をつくってもらうようお願いをしているところです。

あと医療関係3つございますが、これは御担当の委員に必要な御説明をいただくということで、教育問題が私の方で担当しているわけですが、これが若干遅れておまして、急ピッチで取り戻すということで、先週の金曜日にワーキンググループをやりまして、御心配でしょうから御説明をいたしますと、バウチャーの問題ですが、これは私どもワーキンググループでスタディをして、こちらの当方案を用意して、もう一回公開討論をやるべきであろうと。12月10日ぐらいまでに、答申の1つの素案はつくってしまおうというスケジュールです。

もう一つは、シンクタンクに対して、我々の方もレポートを移植したいと。本年度中に受け取って、次年度のための理論武装という形でそれをやっておきたいというのがバウチャー。

それから、公設民営の問題ですが、これは実は向こうから言ってきて、ああいう紙みたいな変なものを持ってきて、説明にも来たのですが、やはりこれは一応ああいう形で出て

きたわけで、余りだらだらやっていくわけにもいかない。こっちは、早くやれ早くやれと言っていたわけですから。

その前、これについてもワーキンググループで議論をいたしまして、質問状というものを向こうがつくって、それを今日、明日じゅうにも提出したいと。それで、今週中ぐらいには返事をくれということやっていくつもりです。文科省と法制局とのやり取りの記録は、もう質問提出済みで、今日回答があるというふうに聞いております。その辺のところを踏まえて、ワーキンググループだけではなくて会議全体として、この前向こうから出してきた案を検討して、結論を出したいと。

この場合、特区室との連携、打ち合わせというのが、非常に大事になるので、その辺も至急事務局の方でやっていただきながら、会議としての結論、あるいは必要ならばそれに対するリマークという形で返さなければいけないと思っております、この12月の1週目ぐらいにできればやっておきたいと思います。

もう一つ、実は教育問題で、さっきちょっと申し上げましたが、対応を迫られているというか、我々としては対応する義務があると認識しておりますのが、文科省が出してきた義務教育改革案というのがございます。これは、8月末の例の三位一体改革、要するに、補助金を切るという話、地方分権の話ですね。川村前大臣の絡みもあって、急遽この案を出してきたわけですが、当会議としては既にその時点で内部資料として意見をとりまとめてございます。それで動向をウォッチしておったわけですが、11月8日でしたか中旬に、中山新大臣が経済財政諮問会議で説明をされております。この案はもらっておりますが、この案を中教審に諮問するとともに、法制化の準備を急ぐという決定的な状況になってきました。

私どもとしては、中でも大いに問題があると見ている、専門大学院制度というのがありまして、これについては取り分け中身の検討を先行して急いでいるという情報もあるし、調査費を17年度予算要求にするということも言っております。

こういったように、状況が動き出した以上、我々としてもタイムリーなアクションを取るべきであろうと思います。具体的に言いますと、文科省の案については、当方の意見を今、持っている内部資料をブラッシュアップする形でとりまとめて、当会議の名において、緊急提言とか緊急アピールという形で、可及的速やかに公表すると。タイミングについては、原案の説明を25日に文科省から受けることになっておりますので、遅くとも11月末日には意見表明をしたいということです。

もう一つは、さっき申し上げた専門大学院制度、これは相当問題があると私ども思っております、当然意見表明するわけですが、ちょうど予算の季節で、調査費とは言いがら予算付与するというのは、極めて面白くない方向だろうと思うので、急ぎ行動する必要があると思います。

ちょうど村上大臣がおいでになるのであれなのですが、村上大臣はかねてから教育というのは、国の大変な柱であるとおっしゃっておられるので、その辺はもし御同意いただけ

れば、税金の無駄遣いになりますので、そういうことで一回お話をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、さっき鈴木議長代理からお話ありましたが、14項目と直接関係がないように見えるのですが、実は株式会社にせよ、パウチャーにせよ、一番根っこの規定の問題として、極めて重要かつ基本的なテーマでありまして、変なものをつくられるととんでもないことになるということで、中間とりまとめの後にこの問題は提起されたわけでして、当会議としてはタイムリーなアクションを取ることが当然の責務であると思いますので、そういった意見表明を含めて、年末の答申の中に、さっき鈴木さんが言われた数字論を踏まえた上で盛り込んだ方がいいというふうに考えております。

なお、もう一つ、教育基本法改正の問題、もっと更に基本的な問題があるのですが、これは法制化が来年度以降になるという見込みなので、これは3月のとりまとめで十分間に合うというふうに認識しております。ちょっと長くなりましたが、以上です。

八代総括主査 医療法人を通じた株式会社等への医療機関経営の参入という問題は、既に1回公開討論をしていただきました。その中でも、先方は間接的ではありますが、現在の医療法人というのは限りなく営利法人に近い組織であって、厚生労働省としてはこれを非営利法人化するという方向で政策を考えているということをお説明いただいたわけです。これ自身は別に特に反対することではないわけですが、そういう効果というのはかなり限定されているだろう。その意味で、同時に営利法人間の競争を活発にするような形で、患者の選択肢を拡大するという当会議のスタンスを打ち出す必要があるのではないかとということでございます。

別途、株式会社の参入問題というのは、特区でやっておりますけれども、それとは別に現行の医療法人に対して、株式会社が自主的に出資を行うことを認める。出資を行うということは、結局出資額に応じた議決権を確保するということです。あるいは、医療法人が医療法人に出資する場合も同じであるということをお基本とする答申を書くという形で、今、折衝を始めております。

そういう形で、これは最終的には是非村上大臣にもお願いしたいと思いますが、とにかく株式会社の問題と違って、こちらは法令上禁止する明確な規定がない中で、言わば解釈だけで禁止されているような項目であり、余り根拠がない規制になっておりますので、そういうものを是非解消し、先ほども経団連の方から話がありました、あるいはEUの方からありましたように、医療機関の資本の充実というか、そういうことが実現しやすいような仕組みに持っていきたいということで、今、交渉を始めております。鈴木議長代理医療関係については、3つございます。まず、医療分野における価格決定メカニズム、中医協の在り方の見直し、3ページ目です。基本的には厚生労働省外への解体的再設置を含めて、機能、組織の両面から抜本的な見直しを開始するというスタンスに立っております。しかし、当面以下の措置を早急に講ずるといって、中医協の機能を、価格決定に限定して、政策等に関わるものとか、保険適用に関する事項はそれぞれ別組織で検討する体制に移行

するということ。それから、委員構成の問題、関係団体の推薦依頼の取りやめの問題、任期の問題等々を書き込んでいこうと思います。

一番主要なのは、最後の3つでして、現在これは中医協で審議をしております。誠にお手盛りそのものという審議が進んでいるわけです。それについては、先般の公開討論でも議論をいたしました。

ポイントは、厚生労働省外を含めて検討、審議されるよう、政府して措置するというところで、今の中医協での審議をストップして、どこでやるかを政府で決めてほしいということであります。私は、厚生労働省外で検討、審議されると書きたいところですが、政府にその判断を求めるわけでございますから、従って外というものを含めという表現しております。そういうことで、ここでもう一回根っこからの議論に立ち戻ってください、あのような議論ではだめですということを主張しておるわけです。

ここに書いてあります、当面の措置が行われれば、厚生行政の一部ですから、価格決定だけのものを厚生労働省の外に出してもほとんど意味がありませんから、そういうきちっとしたものになれば、一番上の方の問題は起こらないと思います。それには新組織のあり方は厚生労働省内の審議ではだめだ、だから、政府として措置してくださいということでして、これは大臣にも大変お力をいただきたい問題であろうかと思っています。

次の地域医療計画は、端的に言いますと、一般病床については病床規制の撤廃、療養病床については、このような撤廃または緩和の方向で結論ということであります。

それから、医療品の一般店における販売につきましては、現在厚生労働省において薬事法の改定をしようとしています。改定をしようとしているのは、昨年来続いている一般小売店での販売が、医薬部外品という形でやられたという反省を受けての問題でありまして、したがって、その流れの中で、一般小売店で販売が可能になっていくことを認めてもらおうという考えであります。それに当たっては、どこまでの範囲のものが一般小売店で売れるのかという問題、それから、さっき言いましたように、情報の提供あり方が問題になります。一般小売店、スーパーでも、これはどうでしょうと聞くお客はいるかもしれない。その聞く人に対して情報がどういうふうに提供されるのか。ここら辺の問題を決めていきたいと思っています。

更に、部外品の定義が今混乱していますから、これを改めるということ。それから、薬剤師は今度は6年制になり、質を上げようということです。したがって、医師と薬剤師との間の役割分担が従来は医師万能の世界でやっていたわけですが、それに対してもう少し医師と薬剤師というそれぞれの専門性のあるものが、役割分担をするということを取り入れるべきではないかという考え方に立っております。

安居委員 私の方は、国際の人の問題をやっておりますが、基本的には現在の単純労働を入れないとか。あるいは、移民法がないとかいうのは、一応ベースとして、その中でどうインテグレートするかという話で進めています。大きくは、いわゆる高度人材の受け入れを増やしていく。それから、研修制度をもう少し広げるとというのが、具体的な話で、あと

ビザのいろんな種類から始まりまして、あるいは手続に至るまでの、シンプリファイする方向で話を進めておりますが、ここにちょっと書いておりますように、この12月ということでもまいりますと、お医者さん、看護師、この辺の日本滞在というのが、例えば、日本の国の中で国家試験を取るのは大変ですし、取ってから6年しか日本におれないとか、看護師の場合4年だということで、それを外す話を大分いたしまして、片方でEPAの交渉も進んでおりますので、方向としてはそっちの方向で大体固まってきつつございます。ただ、厚生労働省の方からは、いわゆるEPAの交渉でそれを武器に使うって、今度フィリピンがまとまったのですけれども、そういうことでちょっと外へ出すのは堪忍してほしいという話がございます、これはそういう形で武器に使うということであれば、表現を少し変えてやっていったらどうかと思っておりますが、いずれにしても、そんな形で進みつつあるということでございます。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次に私から閣僚折衝と言いますか、今後の12月までにどのような形で進めていくかということにつきまして、お話をさせていただきたいと思っております。本年度、政治のリーダーシップの発揮を図るという目的から、総理を本部長とする規制改革・民間開放推進本部が設置されております。今後、重要事項につきましてはこの推進本部におきまして、当会議メンバーと閣僚との折衝も予定されております。

本日は、どの事項を閣僚折衝の候補事項とするかというようなことにつきまして、皆様方とのコンセンサスが得られればと思うこととでございます。まず私が考えておりますことを、一言申し上げさせていただきたいと思っております。

閣僚折衝がどうしても必要であろうと思われる事項といたしましては、「市場化テスト」のモデル事業として、ハローワークの民間開放の促進、社会保険の民間開放の促進、この「市場化テスト」関係のものと、総理のご指示事項でございます、混合診療の解禁ということが考えられるかなということとでございます。

次に、閣僚折衝に持っていった方がいいと、優先的にそういう形にした方がいいのではないかと、そうならざるを得ないのではないかとこのものにつきましては、この混合診療とともに、関心の深い、医療分野における価格決定メカニズム、言うならば中医協の在り方の見直し、この問題が次の大きなテーマかなと思っております。

更に状況を見ながら閣僚折衝もあり得る事項といたしましては、混合診療以外の医療分野でございます、株式会社等の医療機関経営への参加、病床規制の見直し、医薬品の一般小売店における販売。それから、特区本部決定の早期の実施が不可欠な、学校に関する公設民営方式の解禁、諮問会議から積極的検討を要請されております、経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化、いわゆるパウチャーというようなものではなかるうかと思っております。これらにつきましては、できるだけ高いレベルでもっていくことによりまして、よりよい前向きな解決ができるということ、そういうことをこれから図っていく必要があるわけとございまして、これにつきましては、村上大臣にも御相談しながらやるわけとござい

ますけれども、是非御協力をお願いいたしまして、できるだけ政治レベルに持って行って大きく勝ち取っていくことができればというふうに考えさせていただいております。

以上、いろいろな年末に向けての考え方につきまして御発言をいただきましたので、全体につきまして、皆様方の御意見、また御質問等がございましたら、御自由に御発言いただければと思います。

鈴木議長代理 さっき草刈総括主査が言われた件ですけれども、文部科学省の専門大学等についての意見。これは、意見書という形で当会議の意見を表明したいということなのか、それとも文部科学省と協議をして、こういうふうに改めるべきだという合意点を見つけようとする事なのか、どちらに入るわけですか。

草刈総括主査 基本的には、まず中教審に来年かけるというプロセスがあるわけで、当面 25 日に向こうの説明を聞いて、これは大学院だけではなくて、全般的な義務教育改革案ですから、そのお話を聞いて、紙だけ見ると非常にきれいに書いてあるのですが、どうも危険性を伴っているものも多々あるので、その辺を一回聞いた上で、我々としてはできるだけ早く、12 月中にも、会議としての意見表明を出したいと。それは、したがって、ワーキンググループだけではなくて、会議の皆さんに諮らなければいけないというプロセスが当然ある。そういうつもりでお話をしたわけです。

鈴木議長代理 わかりました。総合規制改革会議の去年は、言って言っぱなし、正論を吐いて解決なしということになっているわけです。だが、我々は相手の省庁を、いろいろなお力を拝借しながら、納得させて、閣議決定の中に明文で盛り込むことを最終目的としている。勿論それができない場合には、信ずるところを書いて、また続けてやりましょうという宣言になるわけですが、そこら辺の中でできるだけ去年の重点検討事項のような、全部ではありませんけれども、言って言っぱなしというのは、何も閣議決定に盛り込まれないわけですから、それは避けて、意見なら意見として別途に表明する。それは推進会議として表明するという道もあるのではないかということ、私の意見として申し上げます。

草刈総括主査 わかりました。実際に、いろいろな議論をして、こういうふうにした方がいいとか、折衝的なことをやるのは、恐らく来年以降、つまり中教審にかけた辺りからやらないといけないと思うのですが、いずれにしても、できちゃった後に始末するのは大変なので、できるだけ早い時点で、こちらの意見を、声を上げておきたいと。その後で、恐らく来年になってからどういうふうにやっていくのかというのは、向こうがどういう進め方をするのか、それを見ながらやっていこうということで、いわゆる来年のための 1 つの布石を打っていこうという意味です。

福井専門委員 今の点に関して補足的に申し上げたいと思います。義務教育に関連する専門職大学院や免許更新制については、現在の教員の供給市場で、要するに教員となる人の要件をより厳しくする可能性があるという点で問題ではないかというのが、出発点の問題認識です。

今、鈴木代理からお話でしたが、この件については、これからまさに制度化を文科省がされようとしている点です。ということは、例えば、閣議などで制度をつくろうとされるイニシアティブを取られるのは文科省ということですので、通常この会議で今まで閣議決定をしておりましたように、現にある規制を何らかの形で変えるために内閣内の合意を取り付けて、当会議がイニシアティブを取って何らかの閣議の案をつくるというのは、全く状況が異なります。

そういう意味で、できようとしているより悪しき規制である可能性が高い制度について、当会議としてどういうスタンスを取るのかということを決めておけば、できてしまった規制を全閣僚の一致で改めてもらうというよりは、容易に規制改革の実を上げられる可能性が高い分野であると理解しております。

鈴木議長代理 それは全く賛成で、後追いで直すだけのことは決してやっておりません。これからつくるものを、こういうふうにしなさいということでやってきたというのが実態だと思います。

私が言っておりますのは、意見を表明するのと、それから物事を決定するということがある。決定は、実行されるという問題ですから、意見を言うのも必要ですが、それは会議として意見を言うておけばよいことではないか。言うべきだ、それについて交渉して、こういうふうに変えて欲しいとかいう折衝になるのか。恐らく話を聞いていますと、そこまで機は熟してないという感じがします。こう変えなさい、変えますという折衝を経て決まったものが答申になってくるのが、望ましい形だと思っているわけです。

福井専門委員 おっしゃるとおりで、答申の中身で合意して書ける性格のものでは恐らくないと思いますので、性格は異なると思います。

鈴木議長代理 わかりました。さっき私がそういうお話があって、個別ワーキンググループのものは、1、2の3で一列に並んだ方がよいけれども、しかし、特別にそういう意見を述べられたいと草刈主査が言われたから、重要事項の中に入れてはどうですかということをお願いした。その重要事項の中に、現段階においては意見にとどまる可能性が強いものであるならば、別途にその旨をはっきりして中に書いてもよろしいですが、ちょっと整理していただいたらと思います。とは言っても17項目の中は単に意見であるものが多くては困ると、これも併せて申し上げておきます。

草刈総括主査 1つだけ、時期的な問題ですが、意見表明はできるだけ11月中にやっておいた方がいいと思いますけれども、どこまでできるかわかりませんが。

安念専門委員 専門職大学院なんていうものはつくってはいけません。恐らくこの中で唯一の現職の専門職大学院の教師である私が言っているのですから、これはもう間違いがない。特に専門職大学院を出たことを資格と結び付けることは最悪の選択です。絶対、そんなことさせてはいけません。今のロースクールが、もう開設半年目で明らかに詐欺であるということがわかっているはずですが、こんなものほかの分野にも及ぼしたら大変なことになります。是非当会議として頑張らなければいけない、重要課題の1つだと存じます。

原委員 混合診療についてなんですけれども、ようやくみんなの話題になってきたという感じがしております。今回、一応結論を出さなければいけないということなのですけれども、私としては、これは長年の課題だからということで理由なしにすっ飛んで解禁というところをどうするかという話になっていますが、昨日中医協の資料を送ってきてくださって、これを見たのですけれども、厚生労働省側の主張はすごく縷々書いてあるんですけれども、規制改革推進会議の主張はほとんど書いてないですね。

私、やはり皆さんと話をしている、規制改革推進会議で何を考えていこうと言っているのかということが、余りにも伝わっていないということを感じておりますので、長年の課題だからというところからすっ飛ばさずに、こういうことを考えるからと。

先ほども金持ち優遇の話が出ましたけれども、ああいった辺りを丁寧に記述の中に盛り込んでいただきたいと思っております。ですから、そういう説明を十分にさせていただきたいと思う部分と。それから、最終的にはやはり医療の場面でもやはり消費者として選択ができるという、そういった消費者主権なのだということを感じて盛り込んでいただきたいと思っております。記述というところでお願いしたいと思っております。

八代総括主査 安念専門委員の御発言に触発されたのですが、実は薬剤師についても同じような動きがあるのです。ですから、場合によっては、勿論やり方次第ですけれども、むしろ安念先生が言われたような、そういう専門職大学院を資格と結び付けることの危険性というような中で、例えば、教師と薬剤師と、ほかにもあるかもしれませんが、そういうようなまとめ方も一つかなと思っております。

草刈総括主査 一度 25 日に話を聞いた上で、もう大体ブラッシュアップすればいいようにできているので、それを事務局に至急つくっていただいて、委員の皆さんに配布をして、このところをもっと直せというような御注文をいただいた上で、会議としてのアピールみたいなものをきちっとつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。いろいろ御意見もあろうかと思っておりますが、時間がもう過ぎてしまいました。そういうことで、議論を一応まとめさせていただきたいと存じます。

まず年末答申に向けまして、「市場化テスト」のモデル事業としてのハローワーク、社会保険。重点検討事項として混合診療の解禁、中医協の在り方の見直しを中心に、その他医療関連項目、教育関連の公設民営、パウチャー導入等につきまして、各省との折衝状況に応じまして、ハイレベルと言いますか、閣僚を交えまして折衝をお願いしたいと考えております。

これらの取り扱いにつきましては、今後ご担当の委員の方々と御相談しながら、フレキシブルに進めていく必要があるかと思っております。そういう意味で、具体的な進め方につきましては、委員の皆様全員にこういう形でお話できるということとはできないかもわかりませんので、基本的に私にご一任いただくということで御了解賜ればと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

いずれにいたしましても、これらの事項につきましては、今後の折衝の結果を踏まえ、具体的成果を答申に書き込みたいと思っております。したがいまして、大臣にたびたび申し上げて申し訳ございませんが、お力添えいただくこととなりますが、我々も全力で対応してまいります。より緊密な連携を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、規制改革・民間開放集中受付月間、いわゆる「もみじ月間」につきましては、先週 17 日に受け付けを締め切り、19 日に受け付け状況、速報を公表したところでございます。その概要につきましては、これは志太委員に大変お手をかけております、御報告をちょうだいしたいと思います。

志太委員 時間の関係で簡単にお話いたします。資料 8 でございます。ただいまのお話のように 17 日に締め切りまして、提案主体が 122、述べ件数で 1,175 件ございました。6 月の 927 を上回っております。この間に、全国 10 か所でもみじキャンペーンを行いまして、委員の先生方並びに事務局の方も、北海道から九州まで大変に御苦労いただきまして、ありがとうございました。

このキャンペーンは、特区と共同に行いまして、非常に効果があったというふうな感じをしております。なかなか規制改革全部といっても、一般の方はそんな簡単にいくわけがないという声が、最初にまず跳ね返ってくるのですが、特区で、それをとりあえずここでやりましょうというような話をしますと、非常に皆さんも理解しやすいということで、大変うまくいったのではないかという感じがします。

ちなみに特区で受け付けたものは、提案主体件数で 222、提案構想数で 286 でございました。それと、全体を総括してみますと、先ほど経団連の方もお話いただきましたが、270 件余りのものを提案していただきまして、非常に協力していただいております。それらのことから、これからほかの経済団体にも協力いただくという動きをしたらどうかという感じがいたしております。

それから、キャンペーンで地方を回りますと、まだまだ地方の方には浸透されておりません。よく内容を御理解いただきますと、これは自分たちの仕事のことなのだと、自分の仕事が広がるのだということで、非常に関心を持たれます。そのようなことで、大いに賛同を得られるわけでございますが、そこでもっと PR を強くしたいということを感じております。

6 月またございますので、これに向けていろいろ計画性を持って戦略を立てて御相談申し上げたいと考えております。

それでは、次にこれからの作業スケジュールを申し上げたいと思っております。この 11 月、12 月初めまでに、事務局でこの 1,175 件の提案を整理していただきまして、12 月初めに第 1 回のテーマごとに省庁折衝をスタートします。そして、中ごろぐらいにその回答を得たことをもって、提案者と協議、すり合わせをいたします。

そして、そのすり合わせをしたものを、1月の初めに各省庁と2回目の交渉をするということを事務局が行うことにしております。そして、1月の中ごろ、省庁との折衝が終わった後、各ワーキンググループにその案件をおわたしするということになるわけでございます。勿論、その間には各ワーキンググループの主査の方々は、事務局よりいろいろな打ち合わせをさせていただきます。

したがって、1月中ごろより各ワーキンググループには作業を始めていただきたいと思います。従来継続のものも含めて新しいものでございますので大変でございますが、1月中ごろからひとつ精力的に協力していただきたいと思います。

そして、2月にこの会議で決定するという、政府の規制改革・民間開放推進本部に出すということだと思っておりましたが、先ほど議長から3月というお話がございました。こちらのところもまたお詰めいただいて、これらのスケジュールを決めていただきたいと思います。

いずれにしても、非常に全国の方々からは熱い思いで提案がされております。これを迅速に処理することが、彼らに答えることですし、日本を活性化していくことではないかと感じるわけでございますので、よろしく御協力賜りたいと思います。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。何か、御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

最後に事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

事務局 特にございません。

宮内議長 それでは、本日は大変時間が長くなりましたが、これで終わります。今後につきましては、本日の審議を踏まえ、各担当委員を中心に答申の案文がつくられていくということで、御努力をお願いしたいと思います。

並行いたしまして、今月末から来月上旬にかけて、各省庁の幹部との折衝、閣僚折衝が行われることになろうかと思います。閣僚折衝に私のほかに、テーマに応じまして議長代理、草刈総括主査、八代総括主査にも加わっていただくような予定をしております。その成果と言いますか、動向につきましては、直ちに皆様に御連絡させていただき、案文にも適時反映させてまいりたいと思います。

次回は、12月上旬に答申の案文審議を行います。具体的な日時等につきましては、事務局で調整して御連絡いたします。本日の模様につきましては、作戦会議ということでございますので、その部分を除きまして記者会見をさせていただきますが、議事録につきましては、性質上当分の間、先ほど申し上げたように非公表とさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

あと何かございますでしょうか。それでは、長い間ありがとうございました。以上をもって終了いたします。